

学校でのおケガ

学校でのおケガについて（保護者さまへ）

- ・ 初診から治癒までの間の医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度にて、審査後該当者には給付金が支払われます。
- ・ 給付金申請希望の方は、こども医療は併用できません。
- ・ クリニックでは一旦医療保険の自己負担額をお支払いいただきます。
- ・ 学校から「医療等の状況」という書類をもらい、受付にご提示ください。
- ・ 書類作成料は無料です。

学校でのおケガについて（学校の先生へ）

- ・ 学校から直接来院される際、保護者が付き添えない（保険証と「福祉医療費受給者証」の原本を持参できない）場合、学校側より「医療費お支払いの確約書」をご持参ください。
- ・ 「確約書」がない場合、学校側に医療費のご請求をさせていただく場合がございます。